

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

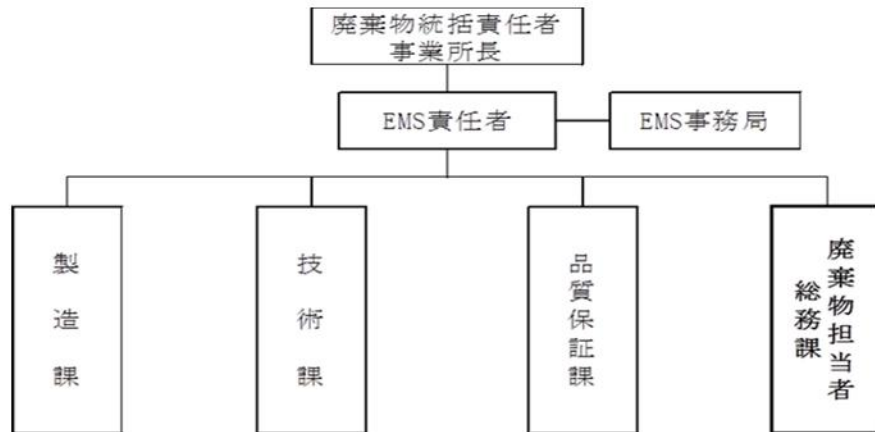
（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和 5年 6月 24日</p>	
<p>群馬県知事 あて</p> <p style="text-align: right;">提出者 〒379-1204 住 所 群馬県利根郡昭和村森下2080-14 氏 名 藤森工業株式会社 昭和事業所 事業所長 野沢 勝弘 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0278-50-3964</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	藤森工業株式会社 昭和事業所
事業場の所在地	群馬県利根郡昭和村森下2080-14
計画期間	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：プラスチック製品製造業
②事業の規模	生産高：23,379百万円（令和4年度実績）
③従業員数	206名（令和 5年 4月 1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（揮発性類） [原単位] （排出t/生産高億円）
	排出量	1297 t [5.54]
	（これまでに実施した取組） 発生抑制：溶剤配合基準量の適正化 製品歩留向上・作業ミスゼロ化 再生利用：ゲル廃油のボイラー燃料化（サーマルリサイクル） その他：液状廃油有価売却による産廃排出量削減	
②計画	【目標】 令和4年度実績の原単位1%削減	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（揮発性類） [原単位] （排出t/生産高億円）
	排出量	1281 t [5.48]
	（今後実施する予定の取組） 発生抑制：溶剤配合基準量の適正化 製品歩留向上・作業ミスゼロ化 洗浄溶剤再利用（精製装置導入）による廃棄量削減 再生利用：ゲル廃油のボイラー燃料化（サーマルリサイクル） その他：液状廃油有価売却による産廃排出量削減	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃油の性状については、「ゲル状」「液状」の2種 「ゲル状」：自社再生利用及び外部委託処理 「液状」：外部委託処理
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の分別方法を継続 液状についての有価売却化検討

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（揮発油類）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	473 t	- t
	（これまでに実施した取組） ・ゲル燃焼ボイラ（ゲル廃油を燃料とした設備）の稼働。場内へ蒸気を送り込み、貫流ボイラ（ガス焚き）の使用量を低減させる		
②計画	【目標】 月別の稼働日数を基に目標値を設定		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（揮発油類）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	622 t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・ゲル燃焼ボイラの安定稼働ボイラの稼働時間を増加させることで、再生利用量を上げていく。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組）			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（揮発油類）	
	全処理委託量	824 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	334 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	9 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	385 t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	96 t	- t
(これまでに実施した取組) 「ゲル状廃油」「液状廃油」の分別を継続実施 「液状廃油」の有価売却による産業廃棄物排出量削減			

②計画	【目標】今年度計画 (1281 t) より再生利用 (622 t) を差引いた値	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (揮発油類)
	全処理委託量	659 t
	優良認定処理業者への処理委託量	165 t ※全処理委託量の25%
	再生利用業者への処理委託量	33 t ※全処理委託量の5%
	認定熱回収業者への処理委託量	428 t ※全処理委託量の65%
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	33 t ※全処理委託量の5%
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ゲル燃焼ボイラ (廃油を燃料としたボイラ) の稼働率 (運転時間) を向上させ、廃油の投入量を増やし、外部委託処理数量を削減する ・液状廃液の有価売却化 (新規業者の開拓) ・洗浄溶剤再利用 (精製装置導入) による廃棄量削減 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度 (令和4年度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	824 t
	(今後実施する予定の取組等) 当事業所より排出されます特別管理産業廃棄物につきましては、全て電子マニフェスト (JWNET) を利用。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。